

保護者各位

幼児教育・保育の無償化のための書類提出について

幼稚園・認定こども園の預かり保育や、認可外保育施設等を利用する児童について、利用料等の無償化の給付を受けるには施設等利用給付認定（以下、認定）を受ける必要があります。また、令和2年度に認定を受けた方も、継続のために毎年度申請する必要があります。武蔵野市外の方は、お住まいの市区町村にご確認ください。

記

1 認定区分と対象者

認定区分・対象者	利用施設・内容
2号認定 3歳児クラス～5歳児クラス 幼稚園・認定こども園の満3歳児クラスを 含まない 。 「保育を必要とする事由」に該当し、施設等で保育を希望する場合	認可外保育施設等 幼稚園の預かり保育 認定こども園の預かり保育
3号認定 0歳児クラス～2歳児クラス 幼稚園・認定こども園の満3歳児クラスを 含む 。 「保育を必要とする事由」に該当し、施設等で保育を希望する場合で、 個人住民税が非課税の世帯 （詳しくは裏面をご確認ください。）	

※クラスは、認定を受ける年度の学年です。

※幼稚園・認定こども園に在園し、預かり保育を利用しない方は申請書類の提出は不要です。

※対象とならない場合、提出は不要です。

2 提出書類

①施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第2号・第3号用）

②保育の必要性の事由を証明する書類（申請書の裏面をご覧ください）

※令和2年度に認定を受けた方も①②をあらためてご提出ください。ただし保護者に保育の必要性の事由がない場合は、同封の「現況確認連絡票」のみを提出してください。

3 提出場所

幼稚園・認定こども園を利用する児童（内定含む）
既に市内の認証保育所に在籍している児童

} 利用施設

上記以外の場合は、子ども育成課に直接ご提出ください。（郵送可）

4 提出時期

●新たに3歳児クラスになる児童

●令和2年度に認定を受けている児童

●令和3年4月から入所・利用する児童

●令和3年4月以降に入所・利用が決まった児童： 利用開始日が決まり次第

} 令和3年3月15日までに子ども育成課着

※その他、既に施設・サービスを利用して、新たに就労を開始すること等が決定し、認定の対象になる児童は、子ども育成課にお問い合わせください。

5 申請後

◆子ども育成課で保育の必要性が確認できた場合、施設等利用給付認定通知書（以下、認定通知書）を送付します。幼稚園・認定こども園をご利用の方は利用施設を通して、それ以外の方は郵送する予定です。

裏面あり

※既に認定を受けている方は、変更事項がない限り新しい認定通知書は送付しません。

また、保育の必要性がなく、同封の「現況確認連絡票」のみを提出した方には認定取消通知書を送付します。

- ◆子ども育成課で保育の必要性が確認できない場合、または0歳児クラス～2歳児クラスで個人住民税課税世帯（非課税ではない）の場合は、認定を受けられません。その場合は、認定申請却下通知書を送付します。

5 注意事項

- ◆無償化の対象となる施設は、武蔵野市特定子ども・子育て支援施設等として確認された施設で、国が定める基準を満たした施設に限られます。
- ◆認定通知書の発行後、その記載内容に変更があった場合は子ども育成課に「施設等利用給付認定変更申請書兼届出書」をご提出ください。
- ◆認定有効期間を経過した時は、施設等利用給付は受けられません。認定有効期間を経過する前に改めて認定の申請を行ってください。
- ◆今回の申請を行う対象年度の翌年度以降も利用料等の無償化（一部無償化）の給付対象になるためには、毎年、認定の申請を行い、「保育の必要性」を確認する必要があります。
※申請時期になりましたらお知らせします。
- ◆武蔵野市外に転出した場合、武蔵野市から認定を受けられなくなります。引き続き施設等利用給付を受けるためには、転出先の自治体で認定を受ける必要があります。申請期限や申請書類等については、早めに転出先の自治体にご確認ください。

0歳児～2歳児クラスの方（幼稚園・こども園の満3歳児クラスを含む） 個人住民税が非課税であることの証明について

- ◆毎年1月1日時点で武蔵野市に住民登録がある方については、個人住民税の情報を子ども育成課で閲覧し、保護者全員が非課税であることを確認するため、「個人住民税非課税証明書」の提出は不要です。
- ◆1月1日時点で保護者のいずれかまたは全員が武蔵野市に住民登録がない場合は、該当の方の「個人住民税非課税証明書」を、1月1日時点で住民登録のある市区町村で取得し、申請書類に添付してご提出ください。
- ◆令和3年8月分までの認定の申請は「令和2年度の個人住民税」を確認し、令和3年9月分以降については「令和3年度の個人住民税」を確認します。あらたに個人住民税が非課税になった場合は認定の申請ができますので、子ども育成課にご相談ください。また、課税になった場合は認定を受けられなくなりますので、速やかに「施設等利用給付認定変更申請書兼届出書」をご提出ください。

※国内に住民登録がなかった方や海外収入があった方については、別途、書類提出を求める場合があります。

※個人住民税が未申告の方等については、1月1日時点で住民登録のある市区町村で申告の手続きをお願いします。

【問合せ先】〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28
武蔵野市子ども家庭部子ども育成課
電話 0422-60-1854